

令和5年5月定例教育委員会次第

日時：令和5年5月31日(水)  
午前10時～午前11時30分予定  
場所：犬山市役所4階401会議室

1. 開会

2. 教育長報告  
(前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

- |        |  |            |
|--------|--|------------|
| 第5号議案  | 犬山市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について         | (文化スポーツ課)  |
| 第6号議案  | 犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員の委嘱について          | (文化スポーツ課)  |
| 第7号議案  | 犬山市学校食育推進委員会委員の委嘱について                    | (学校教育課)    |
| 第8号議案  | 犬山市教育支援委員会委員の委嘱について                      | (学校教育課)    |
| 第9号議案  | 犬山市特別支援教育連絡協議会委員の委嘱について                  | (学校教育課)    |
| 第10号議案 | 犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について                 | (学校教育課)    |
| 第11号議案 | 犬山市ICT活用教育研究委員会委員の委嘱について<br>・・・当日配布      | (学校教育課)    |
| 第12号議案 | 犬山市立幼稚園条例施行規則の一部改正について                   | (子ども未来課)   |
| 第13号議案 | 犬山市立保育園条例施行規則及び犬山市立認定こども園条例施行規則の一部改正について | (子ども未来課)   |
| 第14号議案 | 犬山市文化財保護条例施行規則の一部改正について                  | (歴史まちづくり課) |
| 第15号議案 | 史跡東之宮古墳整備委員会規則の一部改正について                  | (歴史まちづくり課) |
| 第16号議案 | 犬山市歴史まちづくり協議会委員の委嘱について                   | (歴史まちづくり課) |
| 第17号議案 | 犬山市スポーツ推進委員の委嘱について                       | (文化スポーツ課)  |

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- |     |                              |           |      |
|-----|------------------------------|-----------|------|
| (1) | 後援名義使用承認に関する報告               | (文化スポーツ課) | No.1 |
| (2) | 学校健診情報の分析について                | (学校教育課)   | No.2 |
| (3) | 6月・7月行事予定表について               | (学校教育課)   | No.3 |
| (4) | 令和5年度学校四役等一覧表について            | (学校教育課)   | No.4 |
| (5) | 議会の議決を経るべき事件                 | (教育部)     | No.5 |
| (6) | 犬山南小学校改修工事の工期について<br>・・・当日配布 | (学校教育課)   | No.6 |
| (7) | いじめ防止に向けて                    | (学校教育課)   | No.7 |

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

次回開催日：令和5年6月27日(火) 午前10時～ (401会議室)

犬山市教育委員会第5号議案

犬山市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

犬山市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年5月31日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市公民館運営審議会の招集手順等を改正するため必要があるからである。

犬山市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

犬山市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和58年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、委員長及び副委員長が在任しないときの会議は、委員会が招集する。

第9条第2項中「会議」を「審議会」に、「これ」を「会議」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○犬山市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正のための新旧対照表

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>(会議)</p> <p>第9条 会議は、委員長が必要と認めるとき、その日時、場所及び会議に付議すべき事項とともに、あらかじめ通知して招集する。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときの会議は、委員会が招集する。</p> <p>2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 略</p>	<p>(会議)</p> <p>第9条 会議は、委員長が必要と認めるとき、その日時、場所及び会議に付議すべき事項とともに、あらかじめ通知して招集する。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。</p> <p>3 略</p>

犬山市教育委員会第6号議案

犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員の委嘱について

犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和5年5月31日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員を委嘱するために必要があるからである。

(案)

犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員

任期【令和5年6月15日～令和6年3月31日】

NO	氏名	所属	選出区分	新規・継続
1	横井 耕市	犬山市社会教育審議会 会長	犬山市社会教育委員(犬山市社会教育委員設置条例第3条第4号に該当するもの)	継続
2	堀 美鈴	犬山市教育委員	犬山市教育委員会の委員	継続
3	木澤 和子	犬山市教育委員	犬山市教育委員会の委員	継続
4	赤塚 次郎	犬山市文化財保護審議会 委員	犬山市社会教育委員(犬山市社会教育委員設置条例第3条第4号に該当するもの)	継続
5	佐藤 正之	名古屋経済大学教授	犬山市社会教育委員(犬山市社会教育委員設置条例第3条第4号に該当するもの)	継続

1)設置について

○犬山市附属機関設置条例(平成28年12月28日条例第36号)に基づき審査会を設置する。

・教育委員会の諮問に応じ、犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金の交付対象となる事業の選定に関する事項を審査する。

・委員は6人以内とする。(犬山市附属機関設置条例 第2条 別表第2)

・委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。  
(犬山市附属機関設置条例 第2条 別表第2)

○犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会規則(平成30年4月1日施行)に基づき審査会を開催する。

・審査会の委員は犬山市教育委員会の委員及び、犬山市社会教育委員(犬山市社会教育委員設置条例第3条第4号に該当するもの)から教育委員会が委嘱する。

・審査会に委員長を置く。

・審査会は必要に応じて、委員長が招集する。

2)審査会の開催について

・年1回(3月頃に審査会を開催する。)

3)犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金について

・市の魅力を内外に発信し、市の認知度の向上や交流人口の拡大を図る目的で、市民が自主的に行う継続性のある文化・芸術事業に対し、補助金を交付する。

4)審査会の女性比率 40%

犬山市教育委員会第7号議案

犬山市学校食育推進委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市学校食育推進委員会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和5年5月31日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和5年度の犬山市学校食育推進委員会委員を委嘱する必要があるからである。

令和5年度 犬山市学校食育推進委員会委員(案)

任期：委嘱日～令和6年3月31日

No.	区分	氏名	所属等	新規 継続
1	医師会代表	榊原 吉峰	犬山市医師会代表 榊原こどもクリニック	継続 (4期)
2	薬剤師会代表	坂野 正勝	犬山市学校薬剤師代表	継続 (8期)
3	保護者代表	中島 潤子	東部中学校PTA会長 犬山市小中学校PTA連合会会長	新規
4	保護者代表	吉野 孝博	楽田小学校PTA会長 犬山市小中学校PTA連合会副会長	新規
5	学識経験者	倉橋 伸子	名古屋経済大学人間生活科学部 管理栄養学科 前教授	継続 (8期)
6	学校長代表	神谷 勝治	犬山北小学校長 犬山市小中学校長会会長	新規
7	学校長代表	勝村 偉公朗	犬山中学校長	新規
8	教務主任代表	西井 一博	犬山中学校教諭	新規
9	養護教諭代表	鈴木 由里恵	犬山西小学校養護教諭	継続 (2期)
10	学校給食担当教諭代表	佐々木 幸香	犬山南小学校栄養教諭	新規
11	栄養教諭・学校栄養職員代表	仙田 裕子	城東中学校学校栄養職員	新規

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市学校食育推進委員会を設置する。
- 教育委員会の諮問に応じ、市内小中学校における食育の推進並びに学校給食の運営及び管理に関する事項について審議する。
- 委員は20人以内とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日とする。
- 犬山市学校食育推進委員会規則に基づき、委員会を設置する。
- 委員会の委員は、学識経験者、医師会代表、薬剤師会代表、学校長代表、保護者代表、教務主任代表、栄養教諭・学校栄養職員代表、養護教諭代表、関係機関の職員から教育委員会が委嘱する。
- 委員会に、委員長を置く。
- 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

2) 審議会の女性比率 45.5% (11名中5名)



犬山市教育委員会第8号議案

犬山市教育支援委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市教育支援委員会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和5年5月31日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和5年度の犬山市教育支援委員会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市教育支援委員会委員（案）

任期：委嘱の日～令和6年3月31日

No.	区分	氏名	所属等	新規 継続
1	医師及び 学識経験者	榑原 吉峰	榑原こどもクリニック	継続 (7期)
2	特別支援学校の職員	高瀬 祐一	一宮東特別支援学校 中学部主事	継続 (2期)
3	特別支援学校の職員	梶田 真琴	小牧特別支援学校 中学部主事	継続 (3期)
4	児童福祉施設及び児 童相談所の職員	金井 牧仁	溢愛館 施設長	継続 (7期)
5	児童福祉施設及び児 童相談所の職員	加藤 唯	一宮児童相談センター 児童心理士	継続 (2期)
6	小学校長 及び中学校長	長谷川 誠	犬山市立東部中学校長 (犬山市小中学校長)	継続 (2期)
7	小学校長 及び中学校長	大藪 正恭	犬山市立犬山西小学校長 (犬山市特別支援教育研究協議会長)	継続 (2期)
8	養護教諭	勝又 美樹	犬山市立城東中学校 主任養護教諭	継続 (7期)
9	特別支援学級担当教 諭	井塚 裕士	犬山市立楽田小学校教諭	継続 (2期)
10	特別支援学級担当教 諭	松下 恵	犬山市立城東中学校教諭	継続 (6期)
11	市職員	伊藤 真弓	子ども未来課主幹 指導保育士	継続 (4期)
12	市職員	後藤 まゆみ	こすもす園長	継続 (4期)
13	市職員	尾関 正照	家庭児童相談員	継続 (7期)

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市教育支援委員会を設置する。
- 教育委員会の諮問に応じ、市内に在住する障害児のうち15歳未満の者の適正な就学を継続して  
図るため必要な事項について協議及び調査する。
- 委員は15人（以内）とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。
- 犬山市教育支援委員会規則に基づき、委員会を開催する。
- 委員会の委員は、医師及び学識経験者、特別支援学校の職員、児童福祉施設及び児童相談所の職  
員、小学校長及び中学校長、養護教諭、特別支援学級担当教諭、市職員から教育委員会が委嘱す  
る。
- 委員会に、委員長、副委員長を置く。
- 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

2) 委員会の開催について

- 年3回（7月ごろ、11月ごろ、1月ごろを予定）
- 関係機関との連携・協力・情報収集など

3) 審議会の女性比率 46.2%

犬山市教育委員会第9号議案

犬山市特別支援教育連絡協議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市特別支援教育連絡協議会規則第3条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和5年5月31日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝

誠

(説明)

この案を提出するのは、令和5年度の犬山市特別支援教育連絡協議会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市特別支援教育連絡協議会委員（案）

任期 委嘱の日～令和6年3月31日

No.	区分	氏名	所属等	新規 継続
1	学識経験者	岩田 吉生	愛知教育大学教授	継続 (6期)
2	特別支援学校の職員	梶田 真琴	小牧特別支援学校 中学部主事	継続 (3期)
3	学校関係者	大藪 正恭	犬山市立犬山西小学校長 (犬山市特別支援教育研究協議会長)	継続 (2期)
4	学校関係者	長谷川 誠	犬山市立東部中学校長 (犬山市小中学校長会)	継続 (2期)
5	学校関係者	梅田 理奈子	犬山市立城東中学教頭 (犬山市小中学校教頭会)	新規
6	学校関係者	西井 一博	犬山市立犬山中学校教務主任 (犬山市教務主任会)	新規
7	学校関係者	高瀬 雄矢	犬山市立城東小学校校務主任 (犬山市校務主任会)	新規
8	学校関係者	和田 江津子	犬山市立犬山西小学校 (犬山市教育研究会 特別支援教育研究委員会)	継続 (2期)
9	学校関係者	鈴木 由里恵	犬山市立犬山西小学校養護教諭 (犬山市養護教諭連絡会)	継続 (2期)
10	学校関係者	井塚 裕士	犬山市立楽田小学校教諭 (犬山市特別支援学級連絡協議会)	継続 (2期)
11	学校関係者	高見 順子	犬山幼稚園長	継続 (3期)
12	市職員	山本 直美	福祉課長	継続 (2期)
13	市職員	西村 岳之	健康推進課長	新規
14	市職員	伊藤 真弓	こども未来課主幹 指導保育士	継続 (2期)
15	市職員	後藤 まゆみ	こすもす園長	継続 (4期)
16	市職員	鈴木 努	子ども未来センター長	継続 (5期)
17	市職員	高木 順二	学校教育課主幹兼指導室長	継続 (3期)
18	市職員	野口 和敬	学校教育課指導主事	継続 (2期)

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市特別支援教育連絡協議会を設置する。
- 教育委員会の諮問に応じ、犬山市立幼稚園条例（平成27年条例第2号）第2条の規定により設置する犬山市立幼稚園及び市立小中学校において学習障害、注意欠陥、多動性障害、高機能自閉症等を有する者の需要に応じた教育的支援を図るため必要な事項について協議及び調査する。
- 委員は20人（以内）とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。
- 犬山市特別支援教育連絡協議会規則に基づき、協議会を開催する。
- 協議会の委員は、学識経験者、学校関係者等に属する者の中から教育委員会が委嘱及び任命する。
- 協議会に、委員長、副委員長を置く。

2) 協議会の開催について

- 年1回（10月ごろを予定）
- 関係機関との連携・協力・情報共有など。

3) 審議会の女性比率 44.4%

犬山市教育委員会第10号議案

犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市通学路安全対策連絡協議会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和5年5月31日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和5年度の犬山市通学路安全対策連絡協議会委員を委嘱する必要があるからである。

令和5年度犬山市通学路安全対策連絡協議会委員（案）

任期 委嘱の日～令和6年3月31日

No.	区分	氏名	所属等	新規 継続
1	犬山市小中学校PTA連合会会長	中島 潤子	犬山市立東部中学校PTA会長	新規
2	犬山市小中学校長会代表	児島 千尋	犬山市立東小学校長 (校長会小学校代表)	新規
3	犬山市小中学校長会副会長	勝村 偉公朗	犬山市立犬山中学校長 (校長会中学校代表)	新規
4	犬山市小中学校PTA連合会事務局代表者	長谷川 誠	犬山市立東部中学校長	新規
5	犬山警察署職員	内藤 慎二	犬山警察署生活安全課長	継続 (2期)
6	犬山警察署職員	早川 健太	犬山警察署交通課長	新規
7	交通安全協会犬山支部支部長	曾我 公彦	犬山交通安全協会会長	継続 (5期)
8	犬山扶桑防犯協会会長	稲山 達也	犬山扶桑防犯協会会長	継続 (3期)
9	愛知県一宮建設事務所職員	祖父江 貴宏	愛知県一宮建設事務所道路整備課長	新規
10	愛知県一宮建設事務所職員	渡邊 浩行	愛知県一宮建設事務所維持管理課長	継続 (2期)
11	市職員	伊藤 修	犬山市市民部防災交通課長	新規
12	市職員	高橋 秀成	犬山市都市整備部整備課長	継続 (6期)
13	市職員	吉田 昌義	犬山市都市整備部土木管理課長	継続 (6期)
	アドバイザー	磯部 友彦	中部大学工学部都市建設工学科教授	継続 (9期)

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき、犬山市通学路安全対策連絡協議会を設置する。
- 児童生徒の交通安全及び防犯防災上の安全を確保するために必要な事項について協議及び調査する。
- 委員は14人（以内）とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。

○犬山市通学路安全対策連絡協議会規則に基づき、協議会を開催する。

- 協議会の委員は、犬山市小中学校PTA連合会、犬山市小中学校長会等から教育委員会が委嘱する。
- 協議会には、会長、副会長を置く。
- 協議会は必要に応じて会長が招集する。
- 協議会はその運営を円滑に進めるため、アドバイザーを設置することができる。

2) 委員会の開催について

- 年2回（7月ごろ、1月ごろを予定）
- 通学路の安全対策の審議、関係機関との連携・協力・情報収集など

3) 審議会の女性比率 15.4%（13人中2人）

犬山市教育委員会第11号議案

犬山市 ICT 活用教育研究委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市 ICT 活用教育研究委員会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和5年5月31日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和5年度の犬山市 ICT 活用教育研究委員会委員を委嘱する必要があるからである。

令和5年度犬山市ICT活用教育研究委員会（案）

任期：委嘱日から令和6年3月31日まで

No.	役職	区分	職名	氏名	委嘱
1	委員	学校関係者	校長会 会長 (犬山北小学校校長)	神谷 勝治	新規
2	委員	学校関係者	校長会代表 (犬山中学校校長)	勝村 偉公朗	継続 (3期)
3	委員	学校関係者	教頭会代表 (城東中学校教頭)	梅田 理奈子	継続 (2期)
4	委員	学校関係者	ICT活用研究委員会 委員長 (犬山南小学校校長)	丹羽 孝浩	新規
5	委員	学校関係者	犬山市立中学校 教員代表 (城東中学校主幹)	小室 武	継続 (3期)
6	委員	学校関係者	ICT活用研究委員会 庶務 犬山市立小学校 教員代表 (犬山南小学校)	鈴木 寛央	継続 (4期)
7	委員	学校関係者	犬山市立小学校 教員代表 (城東小学校)	寺澤 多恵子	新規
8	委員	市職員	経営部情報政策課長	上原 敬正	新規
—	アドバイザー	学識経験者	岐阜聖徳学園大学教育学部教授	玉置 崇	継続 (4期)

1) 設置について

・目的 (犬山市附属機関設置条例)

教育委員会の諮問に応じ、市立小中学校における情報通信技術を活用した教育の普遍的な広がり及び教職員の指導力の向上を目的とし、その目的達成に向けた方針の策定、環境整備等に関する事項について協議及び審議する。

・委員は15人以内とする。

・任期は委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。

・構成 (犬山市ICT活用教育研究委員会規則第4条)

学識経験者、学校関係者、市職員

・委員会は必要に応じて委員長が招集する。

・委員会には、委員の互選により委員長、副委員長を定める。

・委員会はその運営を円滑に進めるため、アドバイザーを設置することができる。

2) 女性比率：40.0% (8人中2人)



犬山市教育委員会第12号議案

犬山市立幼稚園条例施行規則の一部改正について

犬山市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和5年5月31日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山幼稚園の預かり保育実施時間を拡大するため、規則の一部を改正する必要があるからである。

## 犬山市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

犬山市立幼稚園条例施行規則（平成27年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第10条中「午後2時」を「午後2時（次条第1項第3号又は第4号に掲げる休業日に預かり保育を実施する場合にあっては、午前9時）」に改める。

第17条第3項中「犬山市保育園条例施行規則」を「犬山市立保育園条例施行規則」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○犬山市立幼稚園条例施行規則の一部改正のための新旧対照表

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>(幼児教育の内容)</p> <p>第6条 幼稚園における幼児教育は、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第2.5条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項をいう。）に基づき実施するものとする。</p> <p>(預かり保育の実施時間)</p> <p>第10条 条例第5条第2号に規定する預かり保育の実施時間は、午後2時から午後5時又は第4号に掲げる休業日に預かり保育を実施する場合にあっては、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>(預かり保育の利用手続)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の預かり保育確認票の様式は、犬山市立保育園条例施行規則（平成28年教育委員会規則第8号）様式第8に準ずるものとする。</p>	<p>(幼児教育の内容)</p> <p>第6条 幼稚園における幼児教育は、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第2.5条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項をいう。）に基づき実施するものとする。</p> <p>(預かり保育の実施時間)</p> <p>第10条 条例第5条第2号に規定する預かり保育の実施時間は、午後2時から午後5時までとする。</p> <p>(預かり保育の利用手続)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の預かり保育確認票の様式は、犬山市保育園条例施行規則（平成28年教育委員会規則第8号）様式第8に準ずるものとする。</p>

犬山市教育委員会第13号議案

犬山市立保育園条例施行規則及び犬山市立認定こども園条例施行規則の一部改正について

犬山市立保育園条例施行規則及び犬山市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和5年5月31日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、子ども家庭庁設置による法律・事務の所管省の移管・共管・関与に関する整理に対応するため、規則の一部を改正する必要があるからである。

犬山市立保育園条例施行規則及び犬山市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

(犬山市立保育園条例施行規則の一部改正)

第1条 犬山市立保育園条例施行規則（平成28年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「第25条」を「第25条第1項」に改める。

(犬山市立認定こども園条例施行規則の一部改正)

第2条 犬山市立認定こども園条例施行規則（平成28年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「第25条」を「第25条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○犬山市立保育園条例施行規則の一部改正のための新旧対照表（第1条関係）

新（改正後）	旧（改正前）
<p>（保育及び幼児教育の内容）</p> <p>第6条 保育園における保育及び幼児教育は、保育所保育指針（児童福祉施設法の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育内容について内閣総理大臣が定める指針をいう。）及び幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項をいう。）に基づき実施するものとする。</p>	<p>（保育及び幼児教育の内容）</p> <p>第6条 保育園における保育及び幼児教育は、保育所保育指針（児童福祉施設法の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育内容について厚生労働大臣が定める指針をいう。）及び幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項をいう。）に基づき実施するものとする。</p>

○犬山市立認定こども園条例施行規則の一部改正のための新旧対照表（第2条関係）

新（改正後）	旧（改正前）
<p>（保育及び幼児教育の内容）</p> <p>第6条 認定こども園における保育及び幼児教育は、保育所保育指針（児童福祉施設法の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育内容について内閣総理大臣が定める指針をいう。）、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項をいう。）及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）に基づき実施するものとする。</p>	<p>（保育及び幼児教育の内容）</p> <p>第6条 認定こども園における保育及び幼児教育は、保育所保育指針（児童福祉施設法の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育内容について厚生労働大臣が定める指針をいう。）、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項をいう。）及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）に基づき実施するものとする。</p>

犬山市教育委員会第14号議案

犬山市文化財保護条例施行規則の一部改正について

犬山市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和5年5月31日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、委員の任期更新後最初の会議での招集について改正する必要があるからである。

## 犬山市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

犬山市文化財保護条例施行規則（昭和52年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教育委員会」を「犬山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、教育委員会が招集する。

第4条第3項中「審議会」を「会議」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



○犬山市文化財保護条例施行規則の一部改正のための新旧対照表

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>(組織) 第2条 犬山市文化財保護審議会 (以下「審議会」という。)の委員は、文化財に関して識見を有する者のうちから、<u>犬山市教育委員会</u> (以下「教育委員会」という。)が任命する。</p> <p>(会議) 第4条 審議会の会議 (以下「会議」という。)は必要に応じて、会長が招集する。ただし、<u>会長及び副会長が在任しないときの会議は、教育委員会</u>が招集する。</p> <p>2 略</p> <p>3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p>	<p>(組織) 第2条 犬山市文化財保護審議会 (以下「審議会」という。)の委員は、文化財に関して識見を有する者のうちから、<u>教育委員会</u>が任命する。</p> <p>(会議) 第4条 審議会の会議 (以下「会議」という。)は必要に応じて、会長が招集する。</p> <p>2 略</p> <p>3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p>

犬山市教育委員会第15号議案

史跡東之宮古墳整備委員会規則の一部改正について

史跡東之宮古墳整備委員会規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和5年5月31日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、委員の任期更新後最初の会議での招集について改正する必要があるからである。

## 史跡東之宮古墳整備委員会規則の一部を改正する規則

史跡東之宮古墳整備委員会規則（平成29年教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教育委員会」を「犬山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第4条第1項中「委員会は、委員長」を「委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長」に、「委員会は、市長」を「会議は、教育委員会」に改め、同条第4項中「委員会」を「会議」に改める。

第6条第1項中「専門部会は、部会長」を「専門部会の会議（以下この条において「会議」という。）は、部会長」に、「専門部会は、委員長」を「会議は、委員長」に改め、同条第4項中「専門部会」を「会議」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○史跡東之宮古墳整備委員会規則の一部改正のための新旧対照表

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>(委員)</p> <p>第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、<u>犬山市教育委員会</u> (以下「<u>教育委員会</u>」という。) が委嘱する。</p> <p>(1)～(5) 略 (招集及び議事)</p> <p>第4条 委員会の会議 (以下この条において「<u>会議</u>」という。) は、<u>委員長</u>が招集する。ただし、<u>委員長</u>及びその職務を代理する者が在任しないときの<u>会議</u>は、<u>教育委員会</u>が招集する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 <u>会議</u>の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、<u>議長</u>の決すところによる。</p> <p>5 略</p> <p>(<u>専門部会</u>の招集及び議事)</p> <p>第6条 <u>専門部会</u>の会議 (以下この条において「<u>会議</u>」という。) は、<u>部長</u>が招集する。ただし、<u>部長</u>及びその職務を代理する者が在任しないときの<u>会議</u>は、<u>委員長</u>が招集する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 <u>会議</u>の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、<u>議長</u>の決すところによる。</p> <p>5 略</p>	<p>(委員)</p> <p>第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、<u>教育委員会</u>が委嘱する。</p> <p>(1)～(5) 略 (招集及び議事)</p> <p>第4条 委員会は、<u>委員長</u>が招集する。ただし、<u>委員長</u>及びその職務を代理する者が在任しないときの<u>委員会</u>は、<u>市長</u>が招集する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 <u>委員会</u>の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、<u>議長</u>の決すところによる。</p> <p>5 略</p> <p>(<u>専門部会</u>の招集及び議事)</p> <p>第6条 <u>専門部会</u>は、<u>部長</u>が招集する。ただし、<u>部長</u>及びその職務を代理する者が在任しないときの<u>専門部会</u>は、<u>委員長</u>が招集する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 <u>専門部会</u>の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、<u>議長</u>の決すところによる。</p> <p>5 略</p>

犬山市教育委員会第16号議案

犬山市歴史まちづくり協議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市歴史まちづくり協議会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和5年5月31日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市歴史まちづくり協議会委員の委嘱をする必要があるからである。

犬山市歴史まちづくり協議会 委員名簿 (案)

任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日

職名	氏名	委員区分	所属等	備考
委員	越澤 明	学識経験者	北海道大学名誉教授 (元) 一般財団法人住宅保証支援機構理事長	継続
委員	苅谷 勇雅	学識経験者	元文化庁文化財監査官	継続
委員	赤塚 次郎	学識経験者	犬山市文化財保護審議会副会長 特定非営利活動法人古代瀬波の里・ 文化遺産ネットワーク理事長	継続
委員	加茂 紀和子	学識経験者	名古屋工業大学教授	継続
委員	中村 真咲	学識経験者	名古屋経済大学犬山学研究センター長	継続
委員	下間 久美子	学識経験者	國學院大學教授	新規
委員	久世 高裕	市議会議員	犬山市議会議員	継続
委員	成瀬 淳子	関係団体	公益財団法人犬山城白帝文庫理事長	継続
委員	小川 征一	関係団体	犬山市観光協会会長	継続
委員	間瀬 道男	関係団体	名古屋鉄道株式会社グループ事業管理部部長	継続
委員	二ノ宮 明彦	行政機関	愛知県一宮建設事務所長	継続
委員	辻 光代	行政機関	愛知県県民文化局文化部文化芸術課 文化財室長	新規
委員	北川 善己	行政機関	愛知県 都市・交通局都市基盤部 公園緑地課長	継続

(1)設置について

- ・犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市歴史まちづくり協議会を設置する。
- ・歴史的風致維持向上計画の実施に関する事項について審議する。
- ・委嘱期間は委嘱の日から2年とする。
- ・委員会の委員は学識経験者等から教育委員会が委嘱する。
- ・犬山市歴史まちづくり協議会規則に基づき、委員会を開催する。
- ・委員会に、会長及び副会長を置く。
- ・委員会は会長が招集する。

(2)委員会の開催について

- ・年1回程度開催。

(3)本委員会の女性比率

- ・31%

犬山市教育委員会第17号議案

犬山市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法第32条及び犬山市スポーツ推進委員設置規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和5年5月31日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市スポーツ推進委員の委嘱期間満了に伴い、委員を委嘱する必要があるからである。

委嘱する犬山市スポーツ推進委員（案）

No	氏名	性別	職業	備考
1	たけうち めいこ 武内 名古	女	会社員	再任
2	はせがわ やすこ 長谷川 康子	女	会社員	再任

※委嘱期間は、令和5年6月22日から令和7年6月21日まで

◎ 関係法令

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）（抄）

（スポーツ推進委員）

第32条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

犬山市スポーツ推進委員設置規則（昭和49年教育委員会告示第4号）（抄）

（目的）

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員（以下「委員」という）の職務その他委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職務）

第2条 委員は、住民のスポーツ推進に関し、次の職務を行なう。

- (1) スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
- (2) 住民に対して、スポーツの実技の指導を行なうこと。
- (3) 住民のスポーツ活動の促進のため組織の育成を図ること。
- (4) 前各号に掲げるものの外、住民のスポーツの推進のためこの指導助言を行なうこと。

（定数）

第3条 委員の定数は25名以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においても委員を解嘱することができる。

3 委員は、再任されることができる。



犬山市スポーツ推進委員名簿

(令和5年5月31日現在)

NO	氏名	性別	委嘱期間
1	仙田逸二	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
2	原正男	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
3	高木隆人	男性	令和4年4月14日～令和6年4月13日
4	宮田孝秀	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
5	小島久美子	女性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
6	奥村建治	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
7	吉野和美	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
8	保浦正幹	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
9	吉原田鶴子	女性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
10	野呂一彦	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
11	戸崎裕美子	女性	令和5年5月10日～令和7年5月9日
12	日比野幸司	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
13	三輪みゆき	女性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
14	佐橋治彦	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
15	水谷美香	女性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
16	小島暁子	女性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
17	伊藤浩申	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
18	松尾信幸	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
19	武内名古	女性	令和3年6月22日～令和5年6月21日
20	長谷川康子	女性	令和3年6月22日～令和5年6月21日
21	尾藤美津子	女性	令和5年5月10日～令和7年5月9日

[男女比率：男性12名（57.1%）、女性9名（42.9%）]